

申告は
お早めに!



申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

税の申告が始まります

平成30年分の所得税の確定申告、平成31年度分の市県民税の申告が始まります。申告書は早めに作成して忘れずに提出しましょう。

●市県民税申告・確定申告相談 園 税務課市民税係 (☎82-1125)

不動産や株の譲渡所得、配当所得、退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅取得控除は、下記の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合わせください。

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日は除く)	9:00～16:00
厚陽公民館 2階講堂	2月20日(水)	9:30～13:00
埴生公民館 2階大講堂	2月21日(木)・22日(金)	9:30～15:30
商工センター 2階大会議室	2月27日(水)	
厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月1日(金)	
赤崎公民館 第1研修室	3月5日(火)・6日(水)	
本山公民館 研修室	3月7日(木)	9:30～13:00
有帆公民館 会議室	3月8日(金)	9:30～11:30

●所得税申告・確定申告相談 園 厚狭税務署 (☎72-0180)

会場	日程	時間
厚狭税務署	2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日は除く)	8:30～16:00

申告に必要なもの

- ①印判 (スタンプ印は不可)
- ②給与や公的年金等の源泉徴収票等
事業や農業、不動産等の収入がある人は、必ず収支内訳書を作成してください。
- ③個人番号カード
または通知カード + 運転免許証、パスポート等
- ④控除を受ける場合に必要書類
 - ・医療費控除
医療費の支払額、保険等で補てんされる金額を記入した医療費控除の明細書
※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、厚狭税務署、税務課、山陽総合事務所、各支所、出張所にも備え付けています。
 - ・社会保険料控除
国民年金・国民健康保険等の支払証明書
 - ・生命保険料控除・地震保険料控除
支払保険料の控除証明書
 - ・障害者控除 障害者手帳、要介護による市の認定証等
 - ・寄附金控除 寄附金の領収書

申告会場へ行かなくても提出可能!
パソコン等で作成して郵送が便利

申告会場は大変混み合います。自宅で申告書を作成し、添付書類を添えて郵送が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

スマートフォン等専用のQRコード▶



- ◎24時間いつでも利用可能
- ◎自動計算機能があり簡単入力
- ◎申告会場で順番待ちをする必要なし
- ◎データを保存すれば、来年も利用可能



各会場とも初日や午前中は混み合います。また、会場の駐車場には限りがありますので、ご了承ください。